

○契約特定野菜等安定供給促進助成金交付 要綱

[平成15年10月1日付け]

[15農畜機第61号制定]

平成20年12月1日付け20農畜機第3471号変更

令和3年4月1日付け3農畜機第2号変更

令和6年3月29日付け5農畜機第8710号変更

第1 趣旨

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第164条第1項の規定に基づき行う経費の補助については、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）、野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号）、野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知）別記5契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領（以下「契約特定野菜等実施要領」という。）、「野菜価格安定対策事業の推進について」（令和5年4月25日付け4農産第4453号-1農林水産省農産局長通知）別記5契約特定野菜等安定供給促進事業（以下「契約特定野菜等推進通知」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（以下「業務方法書」という。）及び独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則（以下「実施細則」という。）に定めるもののほか、補助に必要な事項を定めた契約特定野菜等安定供給促進助成金交付要綱を定め、これらに則して実施するものとする。

第2 補助対象経費

機構が業務方法書第164条第1項の規定に基づき行う経費の補助は、野菜価格安定法人（野菜価格の安定を目的として都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。以下同じ。）が、契約特定野菜等実施要領第3の2の規定に基づき、共同出荷組織又は相当規模生産者（以下「共同出荷組織等」という。）に対して、価格差補給交付金等、出荷調整補給交付金等又は数量確保費用交付金（以下「補給交付金等」という。）をそれぞれ交付する場合に、その補給交付金等の一部に充てるため契約特定野菜等安定供給促進助成金（以下「契約特定供給促進助成金」という。）を交付するものとする。

第3 契約特定供給促進助成金の金額

1 契約特定供給促進助成金の算出方法

機構が交付する契約特定供給促進助成金の金額は、契約特定野菜等実施要領第5の2に基づき、対象事業（同要領第3の2の(1)に規定する価格差補給交付金等交付事業、出荷調整補給交付金等交付事業又は数量確保費用交付金交付事業をいう。以下同じ。）ごと、対象特定野菜等（同要領第3の2の(1)のア又はイに規定されるものをいう。以下同じ。）の業務区分について補給交付金等の交付に関する契約を締結している共同出荷組織等ごとに当該共同出荷組織等に交付すべき補給交付金等の金額に3分の1を乗じて得た額の合計額を限度とする。

ただし、契約特定野菜等実施要領第5の1の認定を受けた実施計画に記載された契約特定供給促進助成金交付限度額を超えることはできないものとする。

2 端数処理

- (1) 1に基づき行われる契約特定供給促進助成金の金額の算定において行われる端数の処理は、契約特定野菜等推進通知の3の(2)に基づき、1の算出方法により得られた金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) (1)の計算は計算の結果得られる額の小数点第1位の数字が有効数字となるように行うものとする。

第4 契約特定供給促進助成金の交付手続

1 実施計画の提出

契約特定供給促進助成金の交付を受けようとする野菜価格安定法人は、契約特定野菜等実施要領第5の1及び業務方法書第165条の規定に基づき、あらかじめ契約特定野菜等安定供給事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、機構の認定を受けるものとする。

2 契約特定供給促進助成金の交付申請及び概算払請求

- (1) 契約特定供給促進助成金の交付を受けようとする野菜価格安定法人は、1により認定を受けた実施計画に基づき、対象事業ごと、業務区分ごとに、別紙様式第1号により契約特定野菜等安定供給促進助成金交付申請（兼概算払請求）書を作成の上、機構に提出するものとする。
- (2) (1)の契約特定野菜等安定供給促進助成金交付申請（兼概算払請求）

書の機構への提出期限は、当該業務区分に係る対象特定野菜等の対象出荷期間の終了後3か月以内に提出するものとする。

ただし、共同出荷組織等への出荷実績数量等の確認に通常以上の期間を要する等特別の事由がある場合にあっては、この限りでない。

3 契約特定供給促進助成金の交付決定変更申請及び概算払請求又は既受領額返納申請

野菜価格安定法人は、2の交付申請により機構から契約特定供給促進助成金の交付決定及び概算払に係る通知が行われた後において、当該助成金額に変更がある場合には、別紙様式第2号により、契約特定野菜等安定供給促進助成金交付決定変更申請（兼概算払請求（既受領額返納申請））書を作成の上、機構に提出するものとする。

4 契約特定野菜等安定供給事業遂行状況報告等

(1) 補給交付金等の交付

野菜価格安定法人は、機構から契約特定供給促進助成金の交付を受けたときは、契約特定野菜等実施要領第5の2の(5)及び業務方法書第170条第1項の規定に基づき、速やかに、補給交付金等を共同出荷組織等に対して交付しなければならない。

(2) 契約特定野菜等安定供給事業遂行状況の報告

野菜価格安定法人は、(1)により共同出荷組織等に対し補給交付金等を交付したときは、遅滞なく、別紙様式第3号により契約特定野菜等安定供給事業遂行状況報告書を機構に提出しなければならない。

5 契約特定野菜等安定供給事業実績報告

野菜価格安定法人は、毎年度（4月1日から翌年3月31日までの間）、機構から交付を受けた契約特定供給促進助成金に係る補給交付金等について、翌年度の4月30日までに、別紙様式第4号により、契約特定野菜等安定供給事業実績報告書を機構に提出するものとする。

第5 帳簿等の整備保管等

野菜価格安定法人は、契約特定供給促進助成金の経理については、他と明確に区分して整理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとし、その保存期間は、補給交付金等の交付が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 旧野菜供給安定基金業務方法書（当該業務方法書に基づく細則を含む。）の規定によってした手続その他の行為は、この交付要綱の相当規定によってしたものとみなす。
- 3 旧野菜供給安定基金業務方法書第88条の規定により、旧野菜供給安定基金の認定を受けた実施計画は、第4の1により機構から認定を受けたものとみなす。

附 則（平成20年12月1日付け20農畜機第3471号変更）

この要綱の変更は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日付け3農畜機第2号変更）

この要綱の変更は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日付け5農畜機第8710号変更）

この要綱の変更は、令和6年3月29日から施行する。

別紙様式第1号

契約特定野菜等安定供給促進助成金交付申請（兼概算払請求）書

文 書 番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
法人名
代表者 氏 名

貴機構から、○年○月○日付け○第○号をもって認定を受けた契約特定野菜等安定供給事業実施計画に基づき、下記のとおり契約特定野菜等安定供給事業を実施したいので、契約特定野菜等安定供給促進助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4の2に基づき、契約特定野菜等安定供給促進助成金の交付をされたく申請いたします。

また、交付決定の上は、当該申請金額について、交付要綱第4の2に基づき、概算払にて交付されたく請求いたします。

記

1 契約特定野菜等安定供給事業に係る助成金交付申請額

円

2 対象事業区分(助成金の申請に係る対象事業に○印をすること。)

- (1) 価格差補給交付金等交付事業
- (2) 出荷調整補給交付金等交付事業
- (3) 数量確保費用交付金交付事業
- (4) (1)と(2)の組合せ
- (5) (2)と(3)の組合せ

3 業務区分

- (1) 対象特定野菜等の区分
- (2) 対象出荷期間
- (3) 業務対象年間

4 共同出荷組織等別内訳

(単位：kg、円)

共同出荷組織等名	対象事業区分	交付予約数量	交付対象数量	交付準備金額	共同出荷組織等別必要造成額	補給交付金額	助成金額	備考
	①価格差補給交付金等							
	②出荷調整補給交付金等							
	③数量確保費用交付金							
	計							
	①価格差補給交付金等							
	②出荷調整補給交付金等							
	③数量確保費用交付金							
	計							
計	①価格差補給交付金等							
	②出荷調整補給交付金等							
	③数量確保費用交付金							
	計							

5 その他特記すべき事項

注：対象出荷期間の終了後3か月を経過して当該申請書を提出する場合にあっては、その理由を記載すること。

6 助成金の振込先

7 添付資料

4の積算内訳及び交付対象数量等を確認するための伝票等の写し若しくは買付計算書の写し又はこれらに係る都道府県知事の認定を受けた書類を添付すること。

※郵送で申請する場合は、欄外に責任者及び担当者の氏名、連絡先を記載すること。

別紙様式第2号

契約特定野菜等安定供給促進助成金交付決定変更申請（兼概算払請求（既受領額返納申請））書

文 書 番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
法人名
代表者 氏 名

〇年〇月〇日付け〇第〇号により交付決定（概算払交付）通知のあった契約特定野菜等安定供給促進助成金については、下記のとおり変更したいので承認されたく、契約特定野菜等安定供給促進助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4の3の規定に基づき申請いたします。

また、御承認の上は、下記の金額につき、概算払にて交付されたく（既受領額を返納したく）交付要綱第4の3に基づき申請いたします。

記

1 変更理由

(既受領額 円)

2 契約特定野菜等安定供給促進助成金交付申請額 円

3 追加概算払請求額（既受領額返納申請額） 注：返納の場合は、「▲」表示。

4 対象事業区分（助成金の申請に係る対象事業に〇印をすること。）

- (1) 価格差補給交付金等交付事業
- (2) 出荷調整補給交付金等交付事業
- (3) 数量確保費用交付金交付事業
- (4) (1)と(2)の組合せ
- (5) (3)と(3)の組合せ

5 業務区分

- (1) 対象特定野菜等の区分
- (2) 対象出荷期間
- (3) 業務対象年間

6 共同出荷組織等別内訳

(単位：kg、円)

共同出荷組織等名	対象事業区分	交付予約数量	交付対象数量	交付準備金額	共同出荷組織等別必要造成額	補給交付金額	助成金額	備考
	①価格差補給交付金等							
	②出荷調整補給交付金等							
	③数量確保費用交付金							
	計							
	①価格差補給交付金等							
	②出荷調整補給交付金等							
	③数量確保費用交付金							
	計							
計	①価格差補給交付金等							
	②出荷調整補給交付金等							
	③数量確保費用交付金							
	計							

7 その他特記すべき事項

8 助成金の振込先

9 添付資料

6の積算内訳及び交付対象数量等を確認するための伝票等の写し若しくは買付計算書の写し又はこれらに係る都道府県知事の認定を受けた書類を添付する

こと。

※郵送で申請する場合は、欄外に責任者及び担当者の氏名、連絡先を記載すること。

別記様式第3号

契約特定野菜等安定供給事業遂行状況報告書

文 書 番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
法人名
代表者 氏 名

〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって交付の（変更交付）決定を受けた契約特定野菜等安定供給促進助成金について、契約特定野菜等安定供給促進助成金交付要綱第4の4の(2)に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 対象事業区分(補給交付金等を交付した対象事業に〇印をすること。)
 - (1) 価格差補給交付金等交付事業
 - (2) 出荷調整補給交付金等交付事業
 - (3) 数量確保費用交付金交付事業
 - (4) (1)と(2)の組合せ
 - (5) (2)と(3)の組合せ
- 2 業務区分
 - (1) 対象特定野菜等の区分
 - (2) 対象出荷期間
 - (3) 業務対象年間
- 3 契約特定野菜等安定供給促進助成金の受領額

円

4 交付経過

契約特定野菜等安定供給促進助成金受領年月日	共同出荷組織等名	対象事業区分	共同出荷組織等に交付した補給交付金等の金額	共同出荷組織等への交付年月日
		① 価格差補給交付金等	円	
		② 出荷調整補給交付金等		
		③ 数量確保費用交付金		
		計		
		① 価格差補給交付金等		
		② 出荷調整補給交付金等		
		③ 数量確保費用交付金		
		計		
	計	① 価格差補給交付金等		
		② 出荷調整補給交付金等		
		③ 数量確保費用交付金		
		計		

※郵送で申請する場合は、欄外に責任者及び担当者の氏名、連絡先を記載すること。

別記様式第4号

契約特定野菜等安定供給事業実績報告書

文 書 番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
法人名
代表者 氏 名

○年度における契約特定野菜等安定供給事業の実績について、契約特定野菜等安定供給促進助成金交付要綱第5の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 契約特定野菜等安定供給交付金等交付額 円
- 2 契約特定野菜等安定供給促進助成金の受領額 円
- 3 業務区分・対象事業別事業実績 (別紙のとおり)
- 4 契約特定野菜等安定供給事業実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

